

添付法令資料 4 :

住宅デベロッパー協会の認証評価及び登録並びに住宅デベロッパーの認証及び登録に関する 2018 年 9 月 14 日付インドネシア共和国公共事業・国民住宅大臣規程
No.24/PRT/M/2018 (目次)
同年 10 月 26 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 3 条)
- 第 2 章 住宅デベロッパー協会の認証評価及び登録並びに住宅デベロッパーの認証及び登録
 - 第 1 節 通則 (第 4 条)
 - 第 2 節 住宅デベロッパー協会及び住宅デベロッパーの認証評価、登録及び認証チーム
 - 第 1 款 住宅デベロッパー協会及び住宅デベロッパーの認証評価、登録及び認証チームの組織及び所在地 (第 5 条)
 - 第 2 款 住宅デベロッパー協会及び住宅デベロッパーの認証評価、登録及び認証チームのメンバー選出 (第 6 条)
 - 第 3 款 住宅デベロッパー協会及び住宅デベロッパーの認証評価、登録及び認証チームの期中交代 (第 7 条)
 - 第 4 款 住宅デベロッパー協会及び住宅デベロッパーの認証評価、登録及び認証チームの職務及び権限 (第 8 条ないし第 10 条)
 - 第 3 節 住宅デベロッパーの認証及び登録チーム
 - 第 1 款 住宅デベロッパーの認証及び登録チームの組織及び所在地 (第 11 条)
 - 第 2 款 住宅デベロッパーの認証及び登録チームのメンバー選出 (第 12 条)
 - 第 3 款 住宅デベロッパーの認証及び登録チームの期中交代 (第 13 条)
 - 第 4 款 住宅デベロッパーの認証及び登録チームの職務及び権限 (第 14 条及び第 15 条)
- 第 3 章 住宅デベロッパー協会の認証評価
 - 第 1 節 住宅デベロッパー協会の認証評価に係る要件 (第 16 条)
 - 第 2 節 住宅デベロッパー協会の認証評価に係る申請手続
 - 第 1 款 申請の提出 (第 17 条)
 - 第 2 款 申請文書の審査 (第 18 条)
 - 第 3 款 フィールド・レビュー (第 19 条)
 - 第 4 款 認証評価された住宅デベロッパー協会の評価及び決定 (第 20 条ないし第 23 条)
- 第 4 章 住宅デベロッパーの認証
 - 第 1 節 通則
 - 第 1 款 事業形態 (第 24 条)
 - 第 2 款 分類及び資格 (第 25 条)

- 第2節 住宅デベロッパー事業の要件（第26条及び第27条）
- 第3節 中央レベルの住宅デベロッパーの認証に係る申請手続
 - 第1款 申請の提出（第28条及び第29条）
 - 第2款 申請文書の検証及び妥当性確認（第30条）
 - 第3款 申請文書の審査（第31条）
 - 第4款 認証された住宅デベロッパーの評価及び決定（第32条ないし第34条）
 - 第5款 住宅デベロッパーの登録（第35条及び第36条）
- 第4節 州及び県／市レベルの住宅デベロッパーの認証に係る申請手続
 - 第1款 申請の提出（第37条及び第38条）
 - 第2款 申請文書の検証及び妥当性確認（第39条）
 - 第3款 申請文書の検証及び妥当性確認（原文ママ）（第40条）
 - 第4款 認証された住宅デベロッパーの評価及び決定（第41条ないし第45条）
- 第5章 権利及び義務
 - 第1節 認証評価された住宅デベロッパー協会の権利及び義務（第46条）
 - 第2節 住宅デベロッパーの権利及び義務（第47条）
- 第6章 違反及び制裁
 - 第1節 通則（第48条）
 - 第2節 違反（第49条）
 - 第3節 制裁（第50条）
- 第7章 異議（第51条）
- 第8章 評価及びモニタリング（第52条）
- 第9章 罰則（第53条）
- 第10章 雑則（第54条）
- 第11章 終則（第55条）